

第 86 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 3 月 29 日（木）14 時 00 分～15 時 40 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、小野裕美、門野隆弘、柴田眞里、吹田勇人、高野一彦、竹内由美、
玉置久、灘本明代、西村裕三、若松高志
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課担当係長
保健福祉局健康部健康政策課長
建設局道路部計画課担当課長
住宅都市局住宅部住宅管理課長
教育委員会事務局総務部学校経営支援課担当課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①国保データベース（KDB）システムの利用による保健事業等の実施について
 - ②健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用及び調査結果
の電子計算機処理について
 - ③放置自転車等管理システムの構築について
 - ④市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る療育手帳情報及び介護保険認定情報の利用に
ついて
 - ⑤神戸市情報教育基盤サービスにおける高校共通校務支援システムの構築及び校務支援シス
テムの情報項目の追加について
 - (2) その他
 - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
 - ②個人情報を取扱う事務の届出について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①国保データベース（KDB）システムの利用による保健事業等の実施について
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国保データベース（KDB）システムの利用によ
る保健事業等の実施について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 9 条（利用及び提供の

制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 今回の目的というのは、分析をするということと、個人に対して健康指導をするということの2点ですね。分析についてですが、資料1の別図を見ますと、この中でどれが分析するデータなのかがちょっと分からないのですが。それから、統計的な分析をするのに対して、健康保険番号であるとか、個人名を入力するのであれば、それは匿名化すべきではないかと思うのですが。

○国保年金医療課 統計に関するデータに関しては、個人情報に関するデータというものは含まれておりません。

○委員 各諮問書の情報項目に、個人を特定できるような項目が挙げられているのですが、これは統計に使う情報ではないということでしょうか。

○国保年金医療課 個人の健康に関するデータで、帳票上に表示されるデータ項目を挙げております。

○委員 統計処理する段階で、資料1の別図では、どのデータを処理するのかということが見えづらいのですが。匿名化して統計処理するデータをきっちり明記された方がよいのではないのでしょうか。

○国保年金医療課 資料の10ページに、KDB システム連携関係図を載せておりますが、右側の国保中央会の「突合・加工処理」において、特定健診、医療、介護データを匿名化した上で、個人単位で紐付けをして、統計情報というものを、性別であったりとか、年齢層であったりとかで、どのような傾向があるのかということを見たりします。それが、「突合・加工処理」の下にある「処理結果」の「①統計情報」になります。疾病別の医療費分析、男女比であったりですとか、先ほど申し上げたように特定健診の結果であったり、そういったものを集計するには、やはり個人単位で紐付けた結果を匿名化することが必要になります。「②個人の健康に関するデータ」が、氏名であるとか、被保険者番号、生年月日などが分かるような情報になります。諮問書に挙げさせていただいているのは、個人の健康に関するデータの帳票が17種類ございまして、個々に記載されている項目が異なっています。それらをピックアップしましたものが、諮問書の項目になります。

- 委員 そうなると、10ページの図では、国保連合会の部分で「個人が特定できる情報を暗号化」と書かれていますので、資料1の別図の国保連合会の部分では匿名化されているわけですね。
- 国保年金医療課 国保連合会で匿名化した情報を国保中央会へ送ることになります。
- 委員 資料を掲載される際に、資料1の別図も載せられるのでしょうか。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 そうなのであれば、資料1の別図にも、匿名化している旨を書かれた方がよいのではないのでしょうか。あと、表記ゆれがありますので、兵庫県国民健康保険団体連合会が国保連合会なのであれば、匿名化するのかしないのかが分かりづらいので、表記を合わせておく方がよいのではないのでしょうか。
- 国保年金医療課 分かりました。
- 委員 この事業についてなのですが、国保の被保険者が医療を受ける、そのデータが分析対象になるということですが、例えば自宅に、受診の案内が突然届くというようなことになるのでしょうか。保健指導にまで至った場合には。
- 国保年金医療課 今現在、保健指導をしている事業で説明しますと、生活習慣病の重症化を予防したいと考えております。最も医療費の削減効果もあり、ご本人のQOLを高めるという観点では、特に糖尿病の治療をきちんとしていただきたいところがございます。ですので、私どもがいま取り組んでおりますのは、レセプトで糖尿病の治療中断者をピックアップしまして、その方々に、病院に行かれていますかということで、保健指導をするという事業を行っております。もう少し、そういった精度を高めて参りたいというのが、今回KDBシステムを利用する理由でございまして、先生がおっしゃるように、国保がレセプトの情報を把握しまして、加入者の方にアプローチしていくということが、今後力を入れていきたいところでございます。
- 委員 現状でも、何か似たようなものというのは、特定健診を受ければ、何がしかの書面が届いて、ということになるのでしょうか。
- 国保年金医療課 現在は別のシステムがございまして、そのようにしてはいるのですが、神

戸市独自の形で行っておりますので、やはり全国一律のこのようなシステムを利用して、同じように評価をしたりですか、対象者のピックアップをしていきたいと考えております。

- 委員 他に意見はございませんでしょうか。
- それでは、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 国保データベース（KDB）システムを利用して、本市における特定健診・特定保健指導、医療、介護保険等のデータ分析を行い、地域の健康課題や個人単位での総合的な健康状態の把握と、データに基づく事業評価体制の構築、及び効果的な保健事業・介護予防事業を兵庫県後期高齢者医療広域連合と協力して実施しようとするものであり、このため、広域連合から必要なデータを収集し、また、広域連合に対して必要なデータを提供することは、公益に資すると認められること、また、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思っております。
- 委員からご指摘のありました点、資料の整合性は、反映するようにいたします。

②健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用及び調査結果の電子計算機処理について

保健福祉局健康部健康政策課から、健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用及び調査結果の電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

- 委員 各大学での研究の一環として貴重なデータだと思うのですが、データは加工して提供したりそういう事はないのですか。

- 健康政策課 一旦は私どもの方で、保健事業の検討分析のために活用したいと考えております。それぞれの疫学研究に知見のある先生方にさまざまな仮説を提供いただく中でこの調査票を作成しています。今後において、各大学の研究に使いたいと言われることも想定しております。その際は、匿名化は当然ですが、神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会を設けておりまして、そこに諮り適切な個人情報保護の措置を行った上で研究利用への活用も

考えていきたいと考えております。

- 委員 経年の追跡をしていくということですが、個人を特定した情報として追跡をしていくことになると思うのですが、そうすると個人を特定した情報として、個人情報にあたると思うのですが、個人情報の提供は考えていないということでしょうか。
- 健康政策課 個人情報を提供することは考えておりません。
- 委員 匿名化した情報のみを提供するということですね。
- 健康政策課 市民のデータになりますので、市民の方にデータを返すということは考えております。
- 委員 研究者としては患者の状態の履歴は欲しいのではないかと思いますのですが、そういったものは個人情報にあたると思うのですが、そういったものは提供しないのですか。
- 健康政策課 情報を突合したものを個人情報を匿名化して提供しても、個人情報にあたるのではないかとということですか。
- 委員 経歴を追った情報としても匿名化するということですか。
- 健康政策課 そうです。
- 委員 それでは研究者が市民に直接アプローチするということはないのですか。
- 健康政策課 それはありません。それとともにアンケート調査の 24 ページにも記載しておりますが、追跡調査についてのご協力についても協力したくない意思表示はしていただきたいと考えておまして、そういったところはきちんとチェックして個人の方に配慮した形で調査していこうと考えております。
- 委員 研究者の話が出てきたのですが、14 ページの情報をやりとりする中で大学の研究者等は今回は含まれているのですか。
- 健康政策課 こちらの方には含まれておりません。今回はあくまでも行政が行う調査についてご審議いただいているのですが、この調査の結果を研究者の方が活用したいといったお申し出があった場合に、必要な手続きをして個人情報

を匿名化した形でお渡しするという事です。

○委員 14 ページが今回の諮問の範囲だとすると、大学の研究者は諮問の範囲に含まれているのですか、含まれていないのですか。

○健康政策課 含まれておりません。

○委員 委託先というのは処理をするだけということですか。

○健康政策課 そのとおりです。

○委員 14 ページの⑥の委託先でアンケートの送付・回収を行った後、集計と分析をされて市へ返ってくるところで、アンケート回答内容としか書かれていないのですが、これは回答内容からだと、集計とか分析された結果がこのCD-R に書き込まれるのですか。

○健康政策課 そのとおりです。

○委員 集計・分析した結果が全て神戸市に返ってきて、健康いきいきサポートシステムに入力されるわけですね。

○健康政策課 そのとおりです。

○委員 15 ページですが、匿名化したデータを研究機関に提供する場合がありますと書いてあって、アンケートは無記名により回答いただきますが、市民の皆様健康に関する情報を管理している神戸市のシステム内で他の情報と突合一元的に管理しますと書いてあります。特定された個人情報と突合される、そういう事が書いてあるのですが、ここを読んだときにこのアンケートは全く匿名で協力しているというふうに考えたらいいか、個人に指導をされる場合に、特定の個人を突合した上で指導されるみたいなので、そこは匿名ではないのではないかと。そういう漠然とした不安が市民側からするとあるように思うのですが、いかがでしょうか。

○健康政策課 今回はあくまでもこのアンケート調査だけの活用のご議論いただいているのですが、将来的な話としまして、このアンケートの結果が蓄積してきた場合に、ご希望されれば個人の健康に関する助言対応、そういった形に発展させていきたいという思いを持っております。今すぐではありませんが、そういったことも見据えて情報をシステムで管理していきますといったことを考えております。資料にはそこまで書けてはおりませんが、

発展系を見越したものです。

- 委員 員 データを活用して特定の個人に対して指導するとか、そこまでのことを今回は考えていないのですか。
- 健康政策課 今回はそこまではいきませんが、ただ、この取組みを継続していく中で、そこまで持って行きたい。その第一歩としてアンケート調査をさせていただくということです。
- 委員 員 匿名化されているかどうかは 10 ページの事務手続きの②ですが、アンケートについては無記名で行い、回収したアンケートは委託業者において入力作業を行う。ただ、市においては調査票番号により紐付けが可能とあり、匿名に加工されているのか、あるいは紐付けしようと思ったら可能ですよということを言っているのか、よく分からないのですが。
- 健康政策課 このアンケートを活用して個人の方に健康指導を行っていきたいということが、今後の政策の基本になると考えておりますので、いただくデータについては個人ごとに管理するというのが基本ではあります。ただ、外部への提供などの場合は、きちんと匿名化をさせていただくほか、個人情報にはきめ細かく配慮しながら行っていきたいという記載を本来すべきなのですが、そのあたり誤解を生じないような形で整理をしたいと思えます。
- 委員 員 これは無記名で回答いただくのですが、再識別するのですか。アンケートの回答者は名前を書かないで回答するのですけれども、神戸市に戻ってきたらデータベースに突合して、アンケートの回答者が分かるように再識別するのですか。
- 健康政策課 住記個人番号を突合してシステムで管理します。
- 委員 員 ということは再識別するのですね。
- 健康政策課 業者に渡す時は、住記個人番号をはずして渡しておりますが、戻ってきた時には再識別して管理いたします。
- 委員 員 再識別する意味はあるのですか。将来的に個人に対して保健指導したいとか、そういうことがあるので再識別をして個人個人で管理したいということですか。

- 健康政策課 1つはそれがあります。今後の健康政策の部分では個人ごとに健康情報、健診情報といったものをパーソナルヘルスレコード化していくということが政策の中心になっていくだろうと考えております。今回もその一環として、いきいきサポートシステムは予防接種や健診結果のデータを管理しているシステムなのですが、そこにアンケートの回答を個人ごとに管理していこうと考えております。委託先には住記個人番号が分からない状態で分析等していただこうと考えておるのですけれども、帰ってきたものにつきましては識別表などに基づいて再度、住記個人番号を振り戻した上でサポートシステムへ登録するというを予定しております。
- 委員 個人個人のデータとして管理するのであれば、記名させる方法もありますし、書く方は匿名ですし、これは自分の情報と分からないという前提で、匿名でないと思いませんということを思うと、不親切に思います。
- 委員 不親切といいますか、誤解を招くような感じがします。匿名だからと書いたら後で特定されるわけですから。いくら本人のためにしか使わないといっても、情報を提供する段階で匿名か、そうでないかということは影響すると思います。
- 委員 無記名でアンケートをするといえども、そういう形で将来使うことがありえるということであれば、アンケートを実施するときに対象者にそういう説明をきっちりすることが必要になると思います。
- 委員 個人情報を取って、安全に神戸市まで持ってきて処理するということは何ら問題ないのですが、無記名ということと、裏では番号を付けられているということ、個人を特定しているということをごまかしている、それと特定するということを書かずに、情報を突合して一元的に管理しますということ、このあたりのやり方は審議会での問題ではないのでしょうかけれども、例えば地下街で画像情報を収集してルールを踏んでも、今の時代、簡単にネットで炎上したりしますから、研究を継続してできないとかいうことがありますので、これはそういう元になりそうな気がします。システムとしてOKというのと、なんとなくモラルとかマナーというものが、ここで錯綜するとおかしくなるのでしょうかけれども、この後ろの参考資料は気になると思います。安全に管理されていて、入ってきてから管理されて出て行くまでの間が、安全かどうかといわれたら問題ないと思います。
- 委員 いろいろご意見が出ておまして、なんとなく不安を感じていらっしゃるようですね。

- 委員 個人情報 の取扱いについてのところの表現をもう少し、どうなるのか分かりやすくしてもらう方が、神戸市にとっても長い目で見るとよいのではないかと思います。
- 委員 このシステムの 14 ページの図ですが、全てのデータに住記個人番号と書いてあるのですが、こういうのは匿名化の記号か何かにしておいて、それと住記番号を突合するようなインデキサーを別に組み込んで、データの流れに対してより強固な暗号化をかけるのが一般的と思うのですが。
- 健康政策課 外部に出すときには、住記個人番号に対応した別の番号を付けますので、常に住記個人番号があるわけではありません。
- 委員 市民に誤解を与えないように、匿名で自分自身の個人情報が扱われないのかどうかということ、利用される側に個人を特定してから利用される場合があるということなので、無記名で匿名でアンケートに答えていただくときに誤解されないように表現を少し変えてください。
- 健康政策課 15 ページのところ、市民の方に対して個人情報の取扱いについて書いているところを、もう少し精査して誤解を受けないような形で対応したいと思います。
- 委員 それではそういう形で再検討をお願いいたします。それではこの案件は再検討していただくということにしたいと思います。

③放置自転車等管理システムの構築について

建設局道路部計画課から、放置自転車等管理システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明・資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 システムの構築というのは短期間でできるのですか。
- 計画課 今年度、専門の事業者と委託契約を結んでおりまして、システム構築に向けた取組みをしております。
- 委員 もう既に検討されて 3 月末までにできる感じですか。
- 計画課 そうです。

- 委員 5 ページの図で①、②、③と書かれているのですが、例えば②でサーバに自転車の情報を入れられますよね。次に上の端末から参照と書いてあるのですが、参照というのは行為であってデータが流れますよね。ですから参照という逆向きのデータの流れるはずですよ。そして参照結果登録か何か行為があつて、データの流れるわけですよ。なぜこだけ参照と書いてどういうデータが流れるかということを示されていないのですか。データは行くのですよね。
- 計画課 ③で書いている情報以外の情報が警察に行きます。そして例えば防犯登録番号であったりとかの情報が返ってきます。
- 委員 その辺を明記していた方がはっきりして分かりやすいのではないのでしょうか。それと下の参照も同じように思います。戻ってきた情報から必要な情報を取り出して、保管所の職員が葉書を出すわけですよ。
- 計画課 お知らせの通知をさせていただいて、確実に返還につなげていきます。
- 委員 行為で書くのであれば、データの流れるは不要かもしれませんが、データの流れるを書くのであれば、参照という行為は取ってデータの流れるを書いた方がよいと思います。
- 委員 他にご意見いかがでしょうか。ございませんか。
 それでは今の図の書き方の件は修正いただくとしまして、審議会としての意見をまとめたいと思います。
 放置自転車等管理システムの構築については、放置自転車等に係る、所有者情報、盗難被害届提出状況を所轄警察署に対して照会するに当たり、放置自転車等保管所、所轄建設事務所及び所轄警察署をオンライン回線で結ぶ放置自転車等管理システムを構築することにより、情報セキュリティの向上及び照会事務の負担軽減に寄与するということで、公益に資すると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る療育手帳情報及び介護保険認定情報の利用について

住宅都市局住宅部住宅管理課から、市営住宅の収入申告及び家賃決定事務に係る療育手帳情報及び介護保険認定情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明・資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 現状 2,700 人くらいの方が、収入が少ないもしくはないかもしれないけれども、近傍同種家賃で決まっているという現状があるのですか。
- 住宅管理課 そうです。
- 委員 （1）でシステム上の保護とかあるのですが、端末機とサーバはとあるのですが、このシステム構成で何が端末で何がサーバということが書かれていないので分からない。それから例えばパスワードは定期的に変更とあるのですが、パスワードは端末機の操作のパスワードだと思うのですが、パスワードと端末機がどのような位置づけになっているのかだけでも、明記してもらわないとどこの部分か分からないと思います。
- 委員 「職権調査により収入把握を行い」とありますが、どうやって収入把握を行うのでしょうか。
- 住宅管理課 市県民税情報で収入を認定しようと考えております。
- 委員 他に意見はないでしょうか。
委員からご指摘のあった内容の修正をお願いします。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。市営住宅入居者における収入申告の未申告者について、公営住宅法及び神戸市営住宅条例の規定に基づく申告義務の免除対象者を正確に把握するために、療育手帳情報及び介護保険認定情報を利用して、対象者について職権で収入を把握するということです。それによりまして、応能応益負担の原則に基づく適正な家賃決定に寄与するものであり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当であると思います。

⑤神戸市情報教育基盤サービスにおける高校共通校務支援システムの構築及び校務支援システムの情報項目の追加について

教育委員会事務局総務部学校経営支援課から、神戸市情報教育基盤サービスにおける高校共通校務支援システムの構築及び校務支援システムの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明・資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 員 なぜ、幼小中用と高校用でデータセンターを分けているのですか。

○学校経営支援課 調達の時期が違うということがあるのですが、幼小中と高校で留年とか留学、単位認定の関係で高校の方は1時間ごとに遅刻、早退、欠席といった管理を行います。中学校までは1日の中でと管理の単位が違うという中で、まず、中学校までのシステムの構築を行いました。その時は、まだ、神戸市の仮想化基盤というものがございませんでしたので、専用線接続をさせていただけるデータセンターで構築をすることということで過去に構築をしてまいりました。そして29年度に本稼動を迎えたという状態です。それが一区切りつきましたので、高校の方も本格的にシステム構築をしていこうと。その際に前回のデータセンターではなくて、神戸市の仮想化基盤というデータセンターみたいなものを全庁で使っていこうという流れになっておりますので、それを使うことということで入札を行いました。将来的にはコストを見ていかないといけないのですが、できるだけ仮想化基盤の方に持っていかれたらということを考えているところです。

○委員 員 他にご意見はないでしょうか。

それでは各市立高等学校が、各校個別のシステムで管理してきた学籍や学習、出欠等の記録について、各校共通の校務支援システムを構築して集中管理をすること、さらに小中学校等の市立学校園において、現在オフィス・ソフトウェアにより管理している児童生徒の「長期欠席」や「注意を要する行動」に関する情報項目を、校務支援システムに追加すること、これらによりまして、市立高等学校の生徒に係る各種記録の厳格・統一的な運用体制を確保できるということです。さらに、市立学校園における校務処理の効率化と、児童生徒の情報の維持・管理の強化を図ることができることから、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当としたいと思えます。

○委員 員 本日審議いたしました諮問案件につきましては、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 員 異議なし。

(2) その他

①処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第11条（電子計算機処理

の制限) 第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし。)

②個人情報を取扱う事務の届出について (報告)

事務局から、平成 29 年度にかかる個人情報を取り扱う事務の届出について、説明がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし。)

○委員 それでは、これもちまして、第 86 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。